

情報提供

那医発第345号
令和4年2月25日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
担当理事 喜納美津男



新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第27報)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第27報)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料等については、当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

また、インターネットに対応していないなど紙ベース(印刷物)での提供をご希望の際は、お手数ですが、下段(FAX)にて那覇市医師会・事務局までお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第1359号F

令和4年2月22日

地区医師会介護保険担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子
(介護保険担当理事)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第27報)

新型コロナウイルス感染症対応につきましては、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、日本医師会から、標記の通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本通知は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)により、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域における介護報酬の算定について、感染防止策を更に徹底しながら必要な介護サービスの提供時間短縮における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上のサービスを提供した場合に、それに対応した報酬区分を算定することができる旨の通知となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係施設への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

沖縄県医師会保険課:平良、宮城
TEL:098-888-0087・FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第27報)
(令和4年2月10日(介154))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

★ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

Q1. 別添資料の紙ベース(印刷物)での送付について(1.送付を希望する)

施設名 : _____

FAX送付先 : 098-867-3750